

社会福祉法人の新会計基準移行 help !!



第5回 国庫補助金等特別積立金その2 設備資金借入金元金償還補助金

新会計基準では設備資金借入金元金償還補助金を受領した場合には国庫補助金等特別積立金に積立てることとなりました。
例を示してご説明いたします。

取得建物

取得価額 10,000,000 円
耐用年数 20 年
償却率 0.050
年間減価償却費 $10,000,000 \text{ 円} \times 0.050 = 500,000 \text{ 円}$

借入金

5,000,000 円
返済期間 5 年 年返済額 1,000,000 円

整備時補助金

4,000,000 円
補助割合 $4,000,000 \text{ 円} \div 10,000,000 \text{ 円} = 40\%$
年間取崩額 $500,000 \text{ 円} \times 40\% = 200,000 \text{ 円}$

設備資金借入金元金償還補助金

総額 2,000,000 円
 $400,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 回}$
補助割合 $2,000,000 \text{ 円} \div 10,000,000 \text{ 円} = 20\%$
年間取崩額 $500,000 \text{ 円} \times 20\% = 100,000 \text{ 円}$

1. 取得時

建物取得

建物 10,000,000/現金預金 10,000,000 円

借入

現金預金 5,000,000 円/設備資金借入金 5,000,000 円

整備時補助金受領

現金預金 4,000,000 円/施設整備等補助金収益 4,000,000 円

整備時補助金積立

国庫補助金等特別積立金積立額 4,000,000/国庫補助金等特別積立金 4,000,000 円

2. 借入金償還時

借入償還

設備資金借入金 1,000,000 円/現預金 1,000,000 円

設備資金借入金元金償還補助金受領

現金預金 400,000 円/設備資金借入金元金償還補助金収益 400,000 円

設備資金借入金元金償還補助金積立

国庫補助金等特別積立金積立額 400,000 円/国庫補助金等特別積立金 400,000 円

受領時に受領した金額を積み立てます

3. 決算時

減価償却

減価償却費 500,000 円/建物 500,000 円

整備時補助金の積立金取崩 (4,000,000 円分)

国庫補助金等特別積立金 200,000 円/国庫補助金等特別積立金取崩額 200,000 円

設備資金借入金元金償還補助金の積立金取崩 (400,000 円分)

国庫補助金等特別積立金 100,000 円/国庫補助金等特別積立金取崩額 100,000 円

ポイントは借入金元金償還補助金取崩額の計算方法にあります。

この時点で元金償還補助金は 400,000 円受領していますが、取崩額の計算に受領金額は使いません。

受領予定総額の 2,000,000 円から計算します。

減価償却費 (取得価額×償却率) 補助割合 (補助金総額÷取得価額) 取崩額
10,000,000 円×0.050 × 2,000,000 円÷10,000,000 円 = 100,000 円

以上のように

設備資金借入金元本償還補助金につきましては

積立は受領金額

取崩は補助金総額を基準に計算する事になります。

国庫補助金等特別積立金の積立取崩は社会福祉法人の経費負担を軽減し利用料を低く抑える事を目的にしています。設備の経費は減価償却費にでます。減価償却費に相対する収益が国庫補助金等特別積立金取崩額です。減価償却費が取得価額をもとに計算されるように取崩額も取得価額と補助金総額をもとに計算されます。

借入金元金償還補助金が途中で打ち切りになった場合には計算し直す必要があります。



詳しくお知りになりたい場合にはご連絡ください。

E-mail h-murata@yamadasougou.co.jp

電話 03-3694-6091

国庫補助金等取崩額計算シート (エクセル) を作成しました

ご希望の方は上記にご連絡ください